学校からの確認事項

- (1)負傷したり病気になったりしたときは、担任および養護教諭に申し出て手当てをうける。
- (2)物を紛失したり、拾ったりした場合は担任または係の先生に届ける。
- (3)公共物を破損した場合は必ず担任に申し出て指示をあおぐ。過失がある場合は、弁償する。
- (4)火災・地震など緊急時の場合はまず身の安全を確保し、指示に従い素早く非難する。
- (5)欠席・遅刻・早退の場合は、基本は「tetoru」を通じて8時 I O分までに連絡を入れる。緊急な場合や、止むを得ない場合は電話で連絡を入れる。
- (6)安全上の理由から原則として再登校は認めない。
- (7)自転車通学は原則として認めない。ただし、特別な場合は先生に申し出る。
- (8)学割が必要な場合は担任に申し出る。(片道 100 キロ以上の場合)
- (9)忌引きの場合は保護者またはそれに代わる方が担任に申し出る。出席停止の期間は原則として以下の通りになる

父母:7日以内 祖父母:3日以内 兄弟姉妹:3日以内 伯叔父母:1日

ただし出席停止となるのは連続して休んだ日(遠隔地に赴く場合にあっては,往復に要する実日数を加えた日数の範囲内)となる。

- (II)登下校の暑さ対策として、帽子や日傘を使用して良い。また寒さ対策として、マフラーや手袋、ニット帽子を使用しても良い。
- (II)出席停止扱いとなる感染症例

感染症の種類	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス感染症	・発症した後5日を経過し,かつ,症状が軽快した後1日を経過するまで ・無症状の場合は,検体を採取した日から5日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し,かつ,解熱した後2日経過する
(特定鳥インフルエンザを除く)	まで
溶連菌感染症	
感染性胃腸炎	
マイコプラズマ感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと
帯状疱疹	認めるまで
単純ヘルペス感染	
手足口病	

※出席停止となるのは、連続して休んだ日となる。上記記載以外の感染症に関しても、出席停止となるものがある。